

〔建設工事〕条件付き一般競争入札 入札説明書（電子入札用）

令和5年1月作成 勝山市
最終改正 令和7年4月

1. 電子入札の実施について

入札に係る入札参加資格確認申請書及び入札書の提出は、入札担当者の使用に係る電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織（以下「電子入札システム」という。）を使用して行う。

なお、やむを得ない事由（天災、広域的停電、プロバイダ又は通信事業者に起因する事故等）により電子入札システムを使用して入札参加資格の確認申請又は入札書の提出を行うことができない者は、入札手続に支障がない場合に限り、入札担当者の承認を得て、紙による入札参加資格確認申請書又は入札書の提出を行うことができる。

2. 条件付き一般競争入札事前審査型について

条件付き一般競争入札事前審査型（以下「事前審査型入札」という。対象は、特定建設工事共同企業体による入札参加とした場合等）は、入札前に、条件付き一般競争入札参加資格確認申請書等の提出を受けて入札参加資格を有することを確認した上で、電子入札システムにより入札書を提出し、開札を行った後、落札決定し契約を締結するものである。

3. 条件付き一般競争入札事後審査型について

条件付き一般競争入札事後審査型（以下、「事後審査型入札」という。対象は、設計金額130万円以上の建設工事）は、一般競争入札に参加する者の入札参加資格の確認を入札前に行わずに、電子入札システムにより入札書を提出し、開札を行った後、最低入札価格提示者（以下「落札候補者」という。）から条件付き一般競争入札参加資格確認申請書等の提出を受けて入札参加資格を有することを確認した上で、落札決定し契約を締結するものである。

なお、次に掲げる場合は、次順位の入札価格提示者について入札参加資格の有無を確認することとし、以下同様とする。

- 落札候補者が入札参加資格を有していないと確認した場合
- 落札候補者の入札が無効の場合

4. 入札参加条件に係る共通事項

(1) 入札参加資格

入札公告に掲げるほか、次の要件に該当する者

- 地方自治法施行令第167条の4及び勝山市契約事務規則第5条に該当していないこと。
- 公告日から落札決定の日までの間のいずれかの日においても、営業停止処分又は本市の指名停止（除外）措置を受けていないこと。
- 落札決定までの間において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（競争入札等参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- 申請書の提出期間の末日において、建設業退職金共済制度、中小企業退職金共済制度若しくは特定退職金共済制度に加入している者又は退職一時金制度を有している者であること。
- 役員（役員として登記又は届出はされていないが、事実上経営に参画している者を含む。）が、暴力的組織（計画的又は常習的に暴力的不法行為を行い、又は行うおそれがある組織）、又はその構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有していると認められる者でないこと。
- 共同企業体又は事業協同組合として入札に参加する場合は、その構成員又は組合員である者は当該入札に参加することはできない。

(2) 営業所等

勝山市における営業所等の取り扱いについて、本店とは登記簿上の本店とし、支店等とは当市に委任の届出があり、かつ当市の登録を受けたものに限るものとする。

(R7.4)

(3) 等級区分

勝山市における等級は、福井県の格付けを準用する。ただし、申請業者のうち福井県の格付けのない者は、勝山市における格付けはE等級とする。

(3) その他

入札公告に掲げる入札参加条件等及び本入札説明書に掲げる事項を満たさないものは、当該入札を無効とする。

5. 設計図書の閲覧等

(1) 設計図書の閲覧等

設計図書等は、原則として、入札情報サービスシステム（インターネットによる入札・契約に関する情報公開の機能、設計図書等を閲覧するシステム）に掲載する。（設計図書を閲覧するには電子入札で使用する IC カードが必要）また、販売などその他の方法により行う場合は、入札公告等において記載する。

設計図書等の閲覧（設計図書のダウンロード）をしなかった者又は入札執行者が閲覧したことを確認することができなかった者が行った入札は無効とする。

(2) 設計図書に関する質問等

設計図書に関する質問は、入札公告に記載された期限までに、会社名及び代表者名を記載した上で、設計図書等に関する質問書（要綱 様式第3号）を書面により工事担当課へ提出することができる。質問に対する回答は、入札情報サービスシステムに公表する。

6. 入札の方法等

○落札決定に当たっては、入札額として入力された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札額として入力すること。

○開札の結果、最低制限価格以上の価格で、かつ、予定価格の制限の範囲内での価格による入札がないときは、1回に限り、再度の入札を行うことがある。

○代表者（勝山市電子入札運用基準第4条第2項第1号参照）でない名義のICカードによる入札は無効とする。ただし、次の規定により旧ICカード使用通知書が出され、かつ入札手続きに支障がないと認められる場合はその限りではない。

【勝山市電子入札運用基準第11条第3項第5号】

入札等に使用するICカードの名義人に退職、異動等の事由が生じたため、入札締切日時までに後任名義のICカードを使用して入札参加申込又は入札書等の送信ができない場合は、速やかに競争入札参加資格者名簿の変更届を提出し、当該変更事由が生じた日から30日以内に、民間認証局に変更内容を反映した新しいICカードの取得手続きを行い、かつ、入札書受付締切日時の1時間前までに旧ICカード使用通知書を提出すること。

7. 工事費内訳書の提出

○工事費内訳書は、入札参加者の適切な見積り努力を確認するための資料として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではないが、提出を行わない場合や適切な見積りを行っていないと認められる場合には、勝山市契約事務規則の規定に基づき、当該入札参加者の行った入札を無効とする場合があることや、入札手続終了後、「勝山市工事等契約に係る指名停止等の措置要領」に基づく措置等が行われる場合がある。

○工事費内訳書の様式は自由とするが、その記載内容は最低限、閲覧に供した設計図書に対応し、直接工事費、間接工事費、一般管理費等の額及びその算出の基礎となる工種・種別等の内訳（数量、単価、金額等）を明らかにした工事費内訳書としての内容を備えたものとする。

○電子入札システムを使用して送信する方法による場合は、入札書と同時に提出すること。

- 工事費内訳書は、入札担当者の使用に係る電子計算機のファイルに記録された後においては、書換え、引換えまたは撤回をすることができない。
- 工事価格と入札金額は同額であること。合併入札案件の場合は、各工事費内訳書の工事価格合計額が入札金額と同額であること。同額でない場合は入札を無効とする。
- 工事費内訳書に違算や不適切な事項の記載がある場合は入札を無効とする。
- 指定した日時及び方法により、工事費内訳書の提出を行っていない場合は入札を無効とする。

8. 条件付き一般競争入札参加資格確認申請書等の作成及び提出

落札者又は落札候補者の決定の連絡は、電子入札システムにより行う。

落札者又は落札候補者は、次の(1)から(4)に掲げる書類(以下「申請書等」という。)を1部作成すること。

作成した申請書等は、事前審査型入札の場合は、入札公告において記載した日までに、事後審査型入札の場合は、開札日の次の日(ただし、土曜日、日曜日、祝日及び閉庁日は除く。)の正午までに電子入札システムにより提出すること。

電子入札システムにより提出された申請書等は、入札担当者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に到達したものとみなす。

申請書等の提出に使用するICカードは、勝山市競争入札等参加資格者名簿に登録された代表者の名義で取得したもので、かつ、ICカード情報を勝山市の電子入札システムに利用者登録したものとす。

申請書等は、勝山市ホームページ又は入札情報サービスシステムから入手(ダウンロード)できる。

申請書等の電子ファイルの形式は、Microsoft Word、Excel、PDFのいずれかとし、電子ファイルの容量は3MB未満とする。

(1) 条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(要綱 様式第4号)

- 「住所・商号又は名称・代表者」を記入すること。
- 「入札案件番号」及び「入札件名(工事名)」は、入札公告に記載されているものを記入すること。
- 【添付書類】欄には、必要な書類をチェックすること。
- 「問い合わせ先」欄は、提出した条件付き一般競争入札参加資格確認申請書について応答ができる者を記載すること。

(2) 配置予定技術者等調書(要綱 様式第5号)(金額はすべて税込)

- 落札した場合は、配置予定技術者を必ず契約締結日から工事完成届受理日まで配置すること。
- 現場代理人、監理技術者及び主任技術者の変更は、建設工事の適正な施工の確保を阻害する恐れがあることから、死亡、傷病又は退職等、真にやむを得ない場合を除き認めない。
- 配置予定の現場代理人、監理技術者及び主任技術者について、他の工事の現場代理人や監理技術者等と重複しているなど、当工事と兼務不可能な者をもって申請する場合には、誓約書(別紙 参考様式 参照)及び当工事の契約工期の開始日までに重複関係が解消できること(重複する工事が確実に完成すること)を証明する書類を提出すること。

【主任技術者又は監理技術者について】

- ①技術検定合格証明書又は監理技術者資格者証の写し(監理技術者証は表・裏両面の写し)を添付すること。ただし、有効期限が過ぎているものは受理できないため注意すること。
- ②事前審査型入札の場合は資格確認の日、事後審査型入札の場合は開札日において、当該工事を請け負った企業等と3ヵ月以上の継続的な雇用関係を有すること。なお、雇用の確認は、資格確認書等(以下「確認資料」)で行うため、確認資料の写しを添付すること。
- ③資格要件を実務経験により申請する場合は、実務経験証明書(別記第3)を提出すること。記載する実務経験については、必要に応じて別途確認書類(契約書等)の提出を求める場合がある。実務経験のない者を実務経験者として提出した場合は、虚偽記載として指名停止措置の対象とする。

- ④勝山市発注の請負金額 250 万円以上の工事に配置する主任技術者は、事前審査型入札の場合は資格確認の日、事後審査型入札の場合は開札日において、勝山市発注工事については 3 件まで兼務することができる。(近接工事の場合は合わせて 1 件とみなす。また、勝山市発注以外の工事の場合は、他の発注機関が兼務を認めた場合に限る。)
- ただし、次のいずれかに該当する場合は、兼務できる工事の件数に含めない。
- ア 勝山市発注の請負金額が 250 万円未満の工事
 - イ 災害復旧工事(応急復旧工事を含む。)
- ⑤請負金額が 4,500 万円以上(建築一式工事にあつては 9,000 万円以上)となる工事は、専任の主任技術者を配置すること。
- ⑥契約後に下請代金が 5,000 万円以上(建築一式工事にあつては 8,000 万円以上)になる場合は、監理技術者を配置すること。
- ⑦専任の主任技術者又は監理技術者の配置が必要な工事において、配置予定の主任技術者又は監理技術者は、事前審査型入札の場合は資格確認の日、事後審査型入札の場合は開札日において、次のとおり専任の者であること。ただし、政令で定められた要件を満たす場合において、政令で定める金額・現場数の範囲で兼任を可能とする。
- ア 営業所専任技術者でないこと。
 - イ 元請・下請問わず他の工事現場に係る職務(主任技術者、監理技術者又は現場代理人)を兼務していないこと。
- ⑧建設業法第 26 条第 3 項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者(以下「特例監理技術者」という。)及び監理技術者を補佐する者(以下「監理技術者補佐」という。)を配置する場合は、次のア～エの書類を提出すること。
- ア 特例監理技術者の配置に関する届出書(別記第 4)
 - イ 監理技術者補佐の資格を確認するための資料(資格者証の写し等)
 - ウ 当該工事を請け負った企業と 3 ヶ月以上の継続的な雇用関係にあることを確認するための資料(資格確認書の写し等)
 - エ 特例監理技術者が兼務する工事を確認するための資料(コリンズの登録内容確認書等)

【現場代理人について】

- ①事前審査型入札の場合は資格確認の日、事後審査型入札の場合は開札日において、当該工事を請け負った企業等と雇用関係を有すること。なお、雇用の確認は、資格確認書等で行うため、確認資料の写しを添付すること。
- ②事前審査型入札の場合は資格確認の日、事後審査型入札の場合は開札日において、勝山市発注以外の工事の現場代理人に配置されていないこと。
- ③勝山市発注の請負金額 250 万円以上の工事に配置する現場代理人は、事前審査型入札の場合は資格確認の日、事後審査型入札の場合は開札日において、次のア及びイの両方を満たす場合に限り 3 件まで兼務することができる。(近接工事の場合は合わせて 1 件とみなす。)
- ア すべて勝山市発注工事であること。
 - イ 兼務する各々の工事の請負金額は 4,500 万円未満(建築一式工事の場合は 9,000 万円未満)であること。(近接工事の場合は、各々の工事の請負金額の合計が 4,500 万円未満であること。)
- ただし、次のウ又はエのいずれかに該当する場合は、兼務できる工事の件数に含めない。
- ウ 勝山市発注の請負金額が 250 万円未満の工事
 - エ 災害復旧工事(応急復旧工事を含む。勝山市発注以外の工事の場合は、他の発注機関が兼務を認めた場合に限る。)

(3) 施工実績調書(様式第 6 号)

- 入札公告において施工実績調書の提出が求められている場合、代表的な工事を記載(2 件まで)すること。
- JV(共同企業体)の施工実績は、当該 JV(共同企業体)の代表者とします。
- 記載された施工実績の確認資料として、工事実績情報サービス(CORINS)に登録されているデータ(以下「工事カルテ」という。)の写しを添付すること。工事カルテの写しを添付することができない場合は、契約書の写し等を添付すること。

(R7.4)

(4) その他

- 入札公告に記載した入札参加条件の「等級区分等」において、総合評定値の点数及び平均完成工事高を条件としている場合は、申請（開札）日前1年7ヶ月以内の日を審査基準日とする経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写しを添付すること。

9. 条件付き一般競争入札参加資格の確認及び入札結果の通知

入札公告に記載したとおり。

10. 入札保証金及び契約保証金

入札公告に記載したとおり。

11. 入札手続等

(1) 入札の無効

- 入札公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書等に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する諸条件（入札公告、入札説明書及び仕様並びに諸法規等）に違反した入札は無効とする。
- 電子入札心得、勝山市電子入札運用基準その他あらかじめ入札公告等において示した条件に違反している者が行った入札

(2) 入札の中止

- 入札参加者の行為等により入札の公正性に疑義が生じたときは入札を中止する。

(3) 最低制限価格又は調査基準価格及び失格基準価格

- 入札公告において記載するとおり。

(4) 開札の立会い

- 電子入札システムにより開札処理を行うため、開札の立会を廃止する。

(5) 落札者の決定方法

- 勝山市契約事務規則第13条第1項の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札をした者のうち、最低制限価格を設定する場合には、最低制限価格以上の入札をした者を落札者又は落札候補者とし、調査基準価格及び失格基準価格を設定する場合には、調査基準価格を下回り、かつ、失格基準価格以上の価格で申込みが行われた場合、落札者の決定を保留し、当該申込みに係る価格により当該契約の内容に適合した履行がされるかを調査（低入札価格調査）したのち、落札者又は落札候補者を決定する。
- 事後審査型入札における入札参加資格の審査は、落札候補者を対象として、入札者の中から入札価格の低い順に実施し、入札参加資格を満たしている者1人が確認できるまで行い、落札者を決定する。
- 落札者又は落札候補者となるべき価格と同一価格の入札をした者が2人以上ある場合は、電子くじにより落札者又は落札候補者を決定するものとする。
- 事後審査型入札において、同一入札日における複数の入札に応札し、開札の結果、複数の案件で落札候補者となった場合において、配置可能技術者（主任（監理）技術者、現場代理人を含む。）数を超過する場合は、入札案件番号が若い順で落札決定します。

（例）配置可能技術者が1組の場合、同一入札日における5件の入札に応札し、開札の結果、3件落札候補者となった場合は、入札案件番号が一番若い1件を落札決定とします。

- 配置可能技術者がいない場合は、応札できません。

12. 条件付き一般競争入札におけるペナルティについて

入札において、落札者又は落札候補者が、正当な理由なく落札者となることを辞退した場合又は必要書類を提出しなかった場合は、指名停止措置（1ヶ月）とします。

13. 議会の議決

この入札に係る工事の契約が、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年勝山市条例第9号）第2条に規定する契約に該当する場合には、落札後に仮契約を締結するものとする。この場合においては、議会の議決を得たときに限り、当該仮契約を本契約とみなす。

仮契約の締結後議会の議決までの間に、仮契約を締結したもの（共同企業体にあつてはその構成員の1）が勝山市から入札参加資格の制限又は指名停止若しくは指名除外を受けた場合は、当該仮契約を解除し、本契約を締結しないことができる。この場合において、市は当該仮契約の解除につき一切の損害賠償の責めを負わない。

14. 本件工事の施工内容に関する問い合わせ先

入札公告に記載する工事担当課

15. 本件工事の入札手続に関する問い合わせ先

入札公告に記載する契約担当課

16. その他

- 入札参加者は、勝山市契約事務規則、勝山市工事請負契約約款、勝山市建設工事競争入札等実施要綱、電子入札心得、勝山市電子入札運用基準、設計図書及びその他契約条件に従い入札すること。
- 入札参加者は、法令を遵守すること。
- 入札説明書を入手した者は、これを本入札手続以外の目的で使用しないこと。
- 提出された申請書等に虚偽を記載した者は、指名停止措置を行うことがある。
- この入札説明書に記載する様式等については、勝山市ホームページ又は入札情報サービスシステムからダウンロードすること。
- 電子入札システムへのアクセスが集中することによりレスポンスが低下することがあるため、入札書等の提出にあたっては十分な作業時間を確保すること。

要綱 様式第3号（第19条関係）※太枠内を記入してください。

年 月 日

勝山市長 様

住 所
商号又は名称
代 表 者

設計図書等に関する質問書

入札案件番号	
入札件名 (工事名)	
質 問 事 項	

【注意事項】

- ・設計図書に関する質問事項がある場合は、入札書提出期限日の2日前（ただし、土曜日、日曜日、祝日及び閉庁日は除く。）までに書面により工事担当課に提出しなければならない。
- ・質問に関する回答は、ホームページ及び入札公告に定める場所において、設計図書の閲覧期間内に公表するものとする。

要綱 様式第 4 号 (第 2 1 条関係) ※太枠内を記入してください。

年 月 日

勝山市長 様

住 所
商号又は名称
代 表 者

条件付き一般競争入札参加資格確認申請書〔建設工事〕

下記工事の条件付き一般競争入札について、入札参加資格を確認されたく、次のとおり添付書類を添えて申請します。

入札案件番号	
入札件名 (工事名)	

【添付書類】 (提出するものの□に「レ」印又は■ (塗潰し) をすること)

- 配置予定技術者調書
- 配置予定技術者調書の確認資料 (配置予定の主任技術者又は監理技術者の技術検定合格証明書又は監理技術者資格者証の写し及び雇用関係を確認できる書類の写し)
- 施工実績調書 (※入札公告において施工実績を条件に設定している場合に限る。)
- 施工実績調書の確認資料 (※入札公告において施工実績を条件に設定している場合に限る。)
- 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し
(※入札公告において、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の総合評定値及び平均完工高が一定の点数以上であることを求めている場合のみ必要)

【誓約事項】

- ・本件工事に係る配置予定技術者について、すべて勝山市発注の工事で現場代理人が 2 件以上の工事を兼務していません。又、請負代金が 4,500 万円以上 (建築一式工事の場合 9,000 万円以上) の工事の専任の主任技術者及び現場代理人ではありません。
- ・自社又は他の入札参加者が行った行為により、当該入札の公正性に疑義が生じ、勝山市において当該入札の中止等いかなる処置をとられても、一切の異議申立てをしません。
- ・この申請書や添付書類に記載漏れや誤記載があることにより落札決定されなかった場合でも、一切の異議申立てをしません。

【連絡先】

担当者： 電話番号：

記載漏れ等がないか簡単な確認を行い受け付けましたが、条件を満たしているかどうか、落札者として決定するかどうかは、後日書類を精査し、勝山市建設工事競争入札等実施要綱の規定に基づき決定しますので、この申請をもって決定することを保証するものではありません。

[勝山市受付印]

要綱 様式第5号（第21条関係）※太枠内を記入してください。

年 月 日

勝山市長 様

住 所
商号又は名称
代 表 者

配置予定技術者等調書〔建設工事〕

下記調書のとおり相違ないことを誓約します。

入札案件番号	
入札件名（工事名）	

【主任技術者等】						
技術者氏名等	主任技術者	氏名		生年月日		
	監理技術者	氏名		生年月日		
法令による資格・免許等						
上記技術者の 手持ち工事状況	重複申請の有無		無 ・ 有 ※「有」の場合は下記に必ず記入すること。			
	1	工事名				
		発注者				
		契約金額	円（税込）			
		工期	年 月 日 ～ 年 月 日			
		従事役職	現場代理人・主任（監理）技術者			
	2	工事名				
		発注者				
		契約金額	円（税込）			
		工期	年 月 日 ～ 年 月 日			
		従事役職	現場代理人・主任（監理）技術者			
	3	工事名				
		発注者				
		契約金額	円（税込）			
		工期	年 月 日 ～ 年 月 日			
従事役職		現場代理人・主任（監理）技術者				
【添付資料】						
<ul style="list-style-type: none"> ・技術検定合格証明書又は監理技術者資格者証（表・裏両面）の写し ・兼務不可能な者を配置予定技術者で申請する場合は、誓約書及び当工事の契約工期の開始日までに重複関係が解消できることを証明する書類 ・資格要件を実務経験により申請する場合は、実務経験証明書・雇用関係を確認できるものの写し（資格確認書等） 						

(R7.4)

【現場代理人】					
現場代理人氏名等	氏名		生年月日		
上記現場代理人の 手持ち工事状況	重複申請の有無	無 ・ 有 ※「有」の場合は下記に必ず記入すること。			
	1	工事名			
		発注者			
		契約金額	円 (税込)		
		工期	年 月 日 ~ 年 月 日		
		従事役職	現場代理人・主任 (監理) 技術者		
	2	工事名			
		発注者			
		契約金額	円 (税込)		
		工期	年 月 日 ~ 年 月 日		
		従事役職	現場代理人・主任 (監理) 技術者		
	3	工事名			
		発注者			
		契約金額	円 (税込)		
		工期	年 月 日 ~ 年 月 日		
従事役職		現場代理人・主任 (監理) 技術者			
【添付資料】 ・雇用関係を確認できるものの写し (資格確認書等) ・兼務不可能な者を現場代理人で申請する場合誓約書及び当工事の契約工期の開始日までに重複関係が解消できることを証明する書類					

勝山市チェック欄 ※記入しないでください

主任技術者	<input type="checkbox"/> 当該工事の工種に対応する資格等か (資格者証等で確認) <input type="checkbox"/> 事後審査型入札の場合は開札日において、当該工事を請け負った企業等と3ヵ月以上の継続的な雇用関係があるか (資格確認書等で確認) <input type="checkbox"/> 他の工事の専任の主任技術者、監理技術者又は現場代理人として配置されていないか (CORINS で確認) <input type="checkbox"/> 当該工事の請負金額が250万円以上の場合、勝山市発注の請負金額250万円以上の手持ち工事が2件以内か <input type="checkbox"/> その他 ()
現場代理人	<input type="checkbox"/> 事後審査型入札の場合は開札日において、当該工事を請け負った企業等と雇用関係があるか (資格確認書等で確認) <input type="checkbox"/> 他の工事の専任の主任技術者、監理技術者又は現場代理人として配置されていないか (CORINS で確認) <input type="checkbox"/> 当該工事の請負金額が250万円以上の場合、勝山市発注の請負金額250万円以上4,500万円未満 (建築一式工事の場合は250万円以上9,000万円未満) の手持ち工事が2件以内か <input type="checkbox"/> その他 ()

別紙

(参考様式) 配置予定技術者等が契約工期の開始日までに他の工事との重複関係が解消できることを誓約する書類

令和 年 月 日

勝山市長 様

企業名
代表者名 印

誓 約 書

_____(工事名、工事場所を記入)_____
の入札参加資格確認申請において、様式第5号により申請した_____(申請している役職名(現場代理人、監理技術者等など)を記入)_____
については、事前審査型入札の場合は資格確認の日、事後審査型入札の場合は開札日において、
_____(他の工事の監理技術者等、兼任できないものを記入)_____
になっておりますが、当工事の契約工期の開始日にはその任を離れ_____(申請している役職名(現場代理人、監理技術者等など)を記入)_____
としての職務に支障がないことを申し上げます。

なお、当工事の契約工期の開始日において適切に配置できない場合は、当工事の契約の締結を辞退するとともに、そのことを理由とする指名停止等の措置を受けても異議はございません。

【添付書類】

当工事の契約工期の開始日までに重複関係が解消できること(重複する工事が確実に完成すること)を証明する書類

要綱 様式第6号（第21条関係）※太枠内を記入してください。

年 月 日

勝山市長 様

住 所
商号又は名称
代 表 者

施工実績調書〔建設工事〕

入札案件番号	
入札件名（工事名）	

項 目		1	2
工事名称等	工事名		
	発注者名		
	施工場所		
	最終請負金額 （消費税を含む。）		
	工 期		
	受注形態		
工事内容			

【注意事項】

- ・入札公告において施工実績調書の提出が求められている場合、代表的な工事を記載（2件まで）すること。
- ・JV（共同企業体）の施工実績は、当該JV（共同企業体）の代表者とします。
- ・記載された施工実績の確認資料として、工事实績情報サービス（CORINS）に登録されているデータ（以下「工事カルテ」という。）の写しを添付すること。工事カルテの写しを添付することができない場合は、契約書の写し等を添付すること。

別記第4 ※太枠内を記入してください。

年 月 日

勝山市長 様

住 所
商号又は名称
代 表 者

特例監理技術者の配置に関する届出書〔建設工事〕

建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下「特例監理技術者」という。）及び監理技術者を補佐する者（以下「監理技術者補佐」という。）の配置について、以下のとおり届出します。

工 事 名	
当該工事現場に配置する 特例監理技術者の氏名	
当該工事現場に専任配置する 監理技術者補佐の氏名	
特例監理技術者が兼務する 工事の名称及び施工場所等	工 事 名 :
	施工場所 :
	発注機関名 :

【添付書類】

- ①監理技術者補佐の資格が確認できる書類（資格者証、免許証など）の写し
- ②当該工事を請け負った企業と3ヶ月以上の継続的な雇用関係が確認できる書類の写し
- ③特例監理技術者が兼務する工事のコリンズ等の写し